

消費者支援ネット

ニュースレター

〒400-0032

甲府市中央 4-3-19 桜商事ビル 3 階

電話 055-269-7771

FAX 055-269-7780

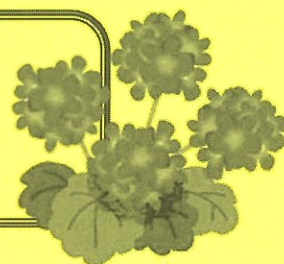
Mail info@yamanashi-csnet.jp

<http://www.yamanashi-csnet.jp/>

第11回総会が開催されました

日時 2025年6月3日（火）10:00～11:00

場所 山梨県立男女共同参画推進センター 中研修室

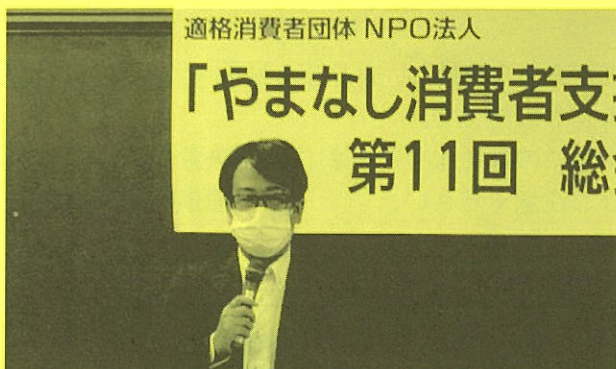


【議事について】

「第1号議案：2024年度事業報告承認の件」「第2号議案：2024年度活動計算書承認の件」

「第3号議案：2025年度事業計画承認の件」「第4号議案：2025年度活動計算書（予算）承認の件」

「第5号議案：役員選任の件」 ◆全議案すべてが、満場一致で採択されました。



花輪仁士 理事長



關野文士 副理事長

「やまなし消費者支援ネット」
は県内初の適格消費者団体です。
2025・2026年度の理事会
メンバーです。（理事・監事15人）

身近な消費者トラブルの被害情報や
チラシ・広告の疑問、不審な情報等
をお寄せください。消費者被害を防ぐため
の諸活動に活かします。
詳しくはホームページをご覧ください。
「やまなし消費者支援ネット」で検索
できます。
皆様のご支援ご協力をお願い致します。



[来賓メッセージ]

- ◆山梨県県民生活支援課課長 功刀美奈子 様
- ◆山梨県県民生活センター所長 三嶋豊寛 様

お二人から、山梨県内の消費者被害等についてご説明いただきました。また、当団体との連携強化について期待していることを述べられました。



理事のひとこと



皆様、こんにちは！

先日、国土交通省から「住宅のリースバックに関するガイドブック」が公表されました。リースバックは、自宅を売却後も住み続けられるという便利な仕組みで、高齢期の資金確保など、有効な活用場面も少なくありません。

しかし、残念ながら、最近は高齢者を中心に、契約内容が適切に説明されない、強引な勧誘がなされるといった消費者被害が増えています。悪質な業者は本当に巧妙で、ため息が出る思いです。

やはりどんな契約であっても、内容をよく確認し、少しでも疑問や不安があればサインしないという基本を守ることが何よりも大切です。

私も夏休みに帰省したら、両親にもこの話をよくしておこうと決意を新たにしました。皆様もご自身やご家族のため、ぜひご注意ください。

理事 國澤雄次郎



シリーズ！みんなで学ぼう！

◆ 消費者を守る4つの法律をシリーズで掲載します

その3 [特定商取引法]・・・④電話勧誘販売

「電話勧誘販売」とは、事業者が消費者に対して電話を利用し、商品やサービスの契約を勧誘する販売方法です。

事業者が消費者に直接電話をかける場合だけでなく、広告などを見た消費者が事業者電話をかけ、その電話で勧誘や契約が行われる場合も含まれます。この取引形態は、消費者が冷静な判断をしにくい状況に置かれやすいため、特定商取引法によって規制されています。

事業者は勧誘を始める際に、会社名や担当者名、勧誘の目的、販売する商品やサービスの内容を明確に伝える義務があります。消費者が勧誘を断った場合は勧誘を中止する必要があり、再勧誘は禁止されています。契約が成立した場合、事業者は法定の内容を記載した書面を交付しなければなりません。

また、消費者には「クーリング・オフ制度」が認められており、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、理由を問わず契約を解除できます。契約書面に不備があった場合や、クーリング・オフを妨害された場合は、8日を過ぎても解除が可能です。日常生活に必要な範囲を超える商品を契約させられた場合には、契約の解除が可能です。

訪問販売の契約の際に不当な勧誘行為があった場合や、契約書に不当な契約条項があったような場合には、適格消費者団体による差し止め請求の対象となります。

●次回は、特定商取引法 ⑤「特定継続役務提供」です。

